

放送大学学園寄附行為

平成 15 年 9 月 19 日 文部科学大臣認可
改正 平成 17 年 4 月 1 日、平成 21 年 3 月 31 日、
平成 23 年 6 月 30 日、平成 24 年 10 月 15 日、
平成 26 年 8 月 12 日、平成 30 年 4 月 26 日、
令和 2 年 3 月 25 日、令和 6 年 1 月 11 日、
令和 7 年 2 月 19 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、放送大学学園法（平成 14 年法律第 156 号。以下「法」という。）第 3 条に規定する学校法人とし、その名称を放送大学学園とする。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を千葉県千葉市美浜区若葉 2 丁目 11 番地に置く。

第 2 章 目的

(目的)

第 3 条 この法人は、大学を設置し、当該大学において、法第 2 条第 2 項に規定する放送（以下「放送」という。）による授業を行うとともに、全国各地の学習者の身近な場所における面接による授業、インターネットの利用による授業等を行うことを目的とする。

(設置する大学)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる大学を設置する。

放送大学 大学院 文化科学研究科

教養学部

第 3 章 機関の設置

(役員、評議員及び会計監査人の設置)

第 5 条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 7 名以上 9 名以内（6 名以内を常勤とする。）
- 二 監事 2 名

2 この法人に、評議員 14 名以上 20 名以内を置く。

3 この法人に、会計監査人 1 名を置く。

(理事選任機関)

第 6 条 この法人の理事選任機関は、評議員会とする。

- 2 理事選任機関の構成員は、全ての評議員とする。
- 3 監事は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。

第 4 章 理事会及び理事

(理事の選任)

第 7 条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 学長の職にある者で理事選任機関において選任した者 1 名

- 二 前号に掲げるもののほか、理事選任機関において選任した者 6名以上8名以内
- 2 前項第1号の理事は、学長の職を退いたときは、理事の職を失う。
- 3 理事は、次条第2項の規定により理事となることができない者に該当するに至ったときは、理事の職を失う。
- 4 理事選任機関は、理事の総数が7名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

(理事の資格及び構成)

第8条 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

- 2 前項のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、この法人の理事となることができない。
 - 一 国家公務員（放送大学学園法施行令（平成15年政令第365号）第1条に規定する教育公務員及び非常勤の者を除く。）
 - 二 放送法（昭和25年法律第132号）第31条第3項第2号又は第5号から第7号までに掲げる者
 - 三 電波法（昭和25年法律第131号）第5条第1項第1号若しくは第2号又は同条第3項各号に掲げる者

(理事等の任期)

第9条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができます。

- 2 理事は再任されることができる。
- 3 第14条第2項に定める理事長の任期は、その者の理事の任期と同一とする。
- 4 理事長は再任されることがある。ただし、その最初の選定後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時を超えて再任されることはできない。
- 5 理事長が再任される場合において、その者の理事の任期が理事長の最初の選定の日から6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時を超える場合の理事長の任期は、第3項の規定にかかわらず、当該終結の時までとする。

(理事の解任及び退任)

第10条 理事が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事選任機関の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - 二 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - 三 理事としてふさわしくない非行があったとき。
- 2 理事が前項各号のいずれかに該当し、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が理事選任機関において否決されたときは、評議員は、当該議案が否決された日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。
 - 3 理事は、次の事由によって退任する。
 - 一 任期の満了

二 辞任

三 死亡

(理事に欠員を生じた場合の措置)

第11条 理事は、第5条に定める定数の下限を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任

により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお、理事としての権利義務を有する。

2 理事のうち、その定数の下限の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(理事会の構成)

第12条 理事会は、全ての理事で組織する。

(理事会の権限)

第13条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事の職務)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。

3 理事長は、理事の職を退いたときは、理事長の職を失う。

4 理事（理事長を除く。）のうち5名以内を業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。

5 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

6 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

7 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、業務執行理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。

(代表権の制限)

第15条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事の報告義務)

第16条 理事長及び業務執行理事は、3月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(招集)

第17条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

4 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。

5 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

7 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運営)

第18条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 前条第2項及び第4項並びに第28条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(決議)

第19条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 この寄附行為の変更

二 予算、資金計画及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更

三 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散

二 この法人の合併

三 放送大学学園法施行規則（平成15年総務省・文部科学省令第2号）第4条に規定する重要な財産の譲受け、譲渡、交換、担保提供

4 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

(業務の決定の委任)

第20条 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第21条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事2名以上及び出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。第47条第2項において同じ。）又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

第5章 監事

(監事の選任)

第22条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3 評議員会は、監事の総数が2名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。

(監事の資格)

第23条 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

2 前項のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、この法人の監事となることができない。

一 國家公務員（放送大学学園法施行令（平成15年政令第365号）第1条に規定する教育公務員及び非常勤の者を除く。）

二 放送法（昭和25年法律第132号）第31条第3項第2号又は第5号から第7号までに掲げる者

三 電波法（昭和25年法律第131号）第5条第3項各号に掲げる者

(監事の任期)

第24条 監事の任期は選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 監事は再任されることができる。

(監事の解任及び退任)

第25条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

三 監事としてふさわしくない非行があったとき

2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があつたにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。

3 監事は次の事由によって退任する。

一 任期の満了

二 辞任

三 死亡

(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)

第26条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第27条 監事は、第5条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

2 監事のうち、その定数の2分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(監事の職務)

第28条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

一 この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。

二 この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

三 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。

四 この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣及び総務大臣（以下併せて「主務大臣」という。）に報告すること。

五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

六 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務

2 前項第5号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

(常勤監事)

第29条 監事のうち1名を常勤監事とし、評議員会において選定する。

(調査権限等)

第30条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。

3 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(理事の行為の差止め)

第31条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請

求することができる。

第6章 評議員会及び評議員

(評議員の選任)

第32条 評議員は、次の各号に掲げる者とし、評議員会において選任する。

- 一 この法人の職員のうちから選任した者 1名以上3名以内
 - 二 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから選任した者 1名
 - 三 学識経験者のうちから選任した者 12名以上16名以内
- 2 前項第1号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。
- 3 評議員会は、評議員の総数が14名を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 4 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。

(評議員の資格)

第33条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(評議員の任期)

第34条 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができます。

2 評議員は、再任されることがある。

(評議員の解任及び退任)

第35条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
 - 三 評議員としてふさわしくない非行があったとき
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
- 一 任期の満了
 - 二 辞任
 - 三 死亡
- 3 評議員は、第5条に定める定数の下限を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

(評議員会の構成)

第36条 評議員会は、全ての評議員で組織する。

(評議員会の職務等)

第37条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- 一 重要な資産の処分又は譲受け
 - 二 多額の借財
 - 三 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
 - 四 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更
 - 五 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める事項を除く寄附行為の変更
 - 六 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - 七 寄附金品の募集に関する事項
 - 八 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
- 3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。
- 一 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに関する寄附行為の変更
 - 二 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
 - 三 合併
(理事の行為の差止めの求め)

第38条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第31条の請求を行うことを求めることができる。

2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があつた後遅滞なく当該請求その他の手続が行われないとときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(責任追及の訴えの求め)

第39条 評議員会は、役員、会計監査人又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長（理事の責任を追及する場合には監事）に対し、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

(開催)

第40条 評議員会は、定期評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合を開催する。

(招集)

第41条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

- 3 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の30日前までにしなければならない。
- 4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。
 - 一 会議の日時及び場所
 - 二 会議の目的である事項があるときは、当該事項
 - 三 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨
 - 四 私立学校法施行規則で定める事項
- 5 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。
(評議員による招集)

第42条 前条第2項の規定による請求があった日から30日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、文部科学大臣の許可を得て、評議員会を招集することができる。

- 2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第4項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

- 3 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。
(監事による招集)

第43条 第28条第2項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第41条第4項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

- 2 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。
(招集手続きの省略)

第44条 前3条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運営)

第45条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

(決議)

第46条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 一 監事の解任
- 二 私立学校法第92条第1項に規定する決議

- 3 前2項の規定にかかわらず、役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができると評議員の全員一致をもって行わなければならない。

4 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

(議事録)

第47条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長、出席した評議員のうちから互選された評議員2名以上及び出席した監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。
(役員の出席等)

第48条 理事長、業務執行理事及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

2 理事長、業務執行理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第7章 理事会と評議員会の協議

(理事会及び評議員会の協議)

第49条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

2 全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。

3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならぬ。

第8章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第50条 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第51条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとする。ただし、その定期評議員会において別段の決議がされなかつたときは、再任されたものとみなす。

(会計監査人の解任)

第52条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - 二 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - 三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであって、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人の選任及び解任等に関する手続)

第53条 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

2 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。

- 3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
- 5 理事長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(会計監査人に欠員を生じた場合の措置)

第54条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないとときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

(会計監査人の職務等)

第55条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - 一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
 - 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求
 - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつてこの法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第9章 放送大学の組織等

(学長及び副学長の任免手続)

第56条 放送大学に学長及び3名以内の副学長を置く。

- 2 学長の任命は、学長選考・監察会議の申出を受けて、理事会による選任の決議に基づき、理事長が行う。
- 3 副学長の任命は、学長の申出を受けて、理事会による選任の決議に基づき、理事長が行う。
- 4 前2項の規定は、学長及び副学長の免職について、それぞれ準用する。

(人事の基準)

第57条 前条及び第59条に規定するもののほか、学長の任免の基準、任期、定年その他人事の基準に関する事項は、別にこれを定める。

- 2 前条に規定するもののほか、教員の人事の基準に関する事項は、評議会の議を経て、別にこれを定める。

(評議会)

第58条 放送大学に、学長の諮問に応じてこの大学の教育研究に関する重要事項について審議し、及び前条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を行うため、評議会を置く。

2 評議会の組織及び運営に関する事項は、学長がこれを定める。

第10章 学長選考・監察会議

(学長選考・監察会議)

第59条 この法人に、学長選考・監察会議を置く。

2 学長選考・監察会議は、第56条に規定する申出に係る選考を行うほか、学長の任免に関し必要な事項を審議する。

3 学長選考・監察会議は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもって組織する。

一 第58条に規定する評議会を構成する者のうちから評議会において選定した者

二 第32条第1項第3号に掲げる者のうちから評議員会において選定した者

4 学長選考・監察会議の委員の任期は2年とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前項の規定にかかわらず、前項の委員の任期は、評議会の構成員又は評議員としての任期を超えないものとする。

6 学長選考・監察会議の運営その他学長選考・監察会議に関し必要な事項は、別にこれを定める。

第11章 放送番組委員会

(放送番組委員会)

第60条 この法人に、理事長の諮問に応じ、放送番組について審議し、その向上適正を図るため、放送番組委員会を置く。

2 放送番組委員会の組織及び運営に関する事項は、別にこれを定める。

第12章 予算及び事業計画等

(会計年度)

第61条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画等)

第62条 この法人の予算、資金計画及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議し、事業計画は主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

(役員及び評議員の報酬)

第63条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(責任の免除)

第64条 役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員又は会計監査人が賠償の責任を負う額から私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会

に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

- 3 第1項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第92条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には1月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。
- 4 評議員の総数の10分の1以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第1項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。
- 5 第1項の決議があった場合において、当該決議後に 同項の役員又は会計監査人に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

(責任限定契約)

第65条 理事（理事長、業務執行理事及びこの法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。）、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事、監事又は会計監査人と締結することができる。

第13章 資産及び会計

(資産)

第66条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第67条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する大学及びこの法人が行う放送の業務に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する大学の経営及びこの法人が行う放送の業務に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(借入金)

第68条 この法人は、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。

- 2 この法人は、弁済期限が1年を超える資金を借り入れようとするときは、償還計画を立てて、主務大臣の認可を受けなければならない。

(重要な財産の譲渡等)

第69条 この法人は、放送大学学園法施行規則（平成15年総務省・文部科学省令第2号）第4条に規定する重要な財産を譲り受け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、理事会で決議し、主務大臣の認可を受けなければならない。

(積立金の保管)

第70条 基本財産及び運用財産中の積立金は、国債等の確実な有価証券を購入し、又は確実な信

託銀行に信託し、又は確実な金融機関への預金、若しくは郵便貯金として理事長が保管する。

(出資の制限)

第71条 この法人は、次の者に出資することができない。

- 一 放送法第2条第23号に規定する基幹放送事業者又は同法第2条第24号に規定する基幹放送局提供事業者
- 二 放送法第126条第1項の登録を受けた者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条 第4号に規定する電気通信事業を営む者が提供する同条第3号に規定する電気通信役務を利用して放送を行う者に限る。）

(余裕金の運用)

第72条 この法人は、次の方針による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債等の確実な有価証券の取得
- 二 確実な金融機関への預金又は郵便貯金
- 三 信託業務を営む確実な銀行又は信託会社への金銭信託

(経費の支弁)

第73条 この法人の設置する大学の経営及びこの法人が行う放送の業務に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入、補助金収入その他の運用財産をもって支弁する。

(剰余金)

第74条 決算において剰余金があるときは、利益処分により積立金を計上し、又は次会計年度に繰り越すものとする。

(会計)

第75条 この法人は、放送大学学園会計基準に従い、会計処理を行う。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第76条 この法人は、予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。

(事業報告及び決算)

第77条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後3月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
 - 二 事業報告の附属明細書
 - 三 計算書類
 - 四 計算書類の附属明細書
 - 五 利益の処分に関する書類又は損失の処理に関する書類
 - 六 業務実施コスト計算書
 - 七 財産目録
- 2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第5号、第6号及び第7号の書類の内容を定期評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
 - 3 この法人は、第1項第1号から第7号までに掲げる書類を主務大臣に届け出なければならない。

い。

4 前項の書類を届け出るときは、私立学校法第86条第2項に基づく会計監査人の監査報告書を添付しなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧等)

第78条 この法人は、毎会計年度終了後3月以内に、役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第3項及び第85条第1項第2号において同じ。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前条第1項各号及び前項の書類、監査報告書、会計監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し、又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

(資産総額の変更登記)

第79条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

第14章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第80条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議（私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号に定める事項を除く寄附行為の変更にあっては、評議員会への諮問。次項において同じ。）を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第15章 解散及び合併

(解散)

第81条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

一 理事会の決議及び評議員会の決議による決定

二 この法人の目的たる事業の成功の不能

三 合併

四 破産手続開始の決定

五 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第82条 この法人が解散した場合における残余財産は、すべて国に帰属する。

(合併)

第83条 この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科

学大臣の認可を受けなければならない。

第16章 雜則

(宗教教育等の制限)

第84条 この法人は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第17章 補則

(情報の公表)

第85条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- 一 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき
寄附行為の内容
- 二 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、会計監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき
これらの書類の内容

(法人情報の公開)

第86条 この法人は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づき、情報の公開を行わなければならない。

2 情報の公開に関する事項は、別にこれを定める。

(公告の方法)

第87条 この法人の公告は、この法人のウェブサイト又は第2条に規定する事務所の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第88条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及び第4条に規定する大学の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- 1 平成15年9月19日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、この法人の設立の日（平成15年10月1日）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の会計年度は、第43条の規定にかかわらず、その設立の日に始まり、平成16年3月31日に終わるものとする。
- 3 放送大学学園法の施行の際に現に存する放送大学学園の一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、この法人の設立の時において、この法人が承継する。
- 4 この法人の設立の時における役員は、第6条及び第7条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

| | |
|---------|---------|
| 理事（理事長） | 井 上 孝 美 |
| 理事 | 石 原 秀 昭 |
| 理事 | 遠 藤 利 男 |
| 理事 | 大 澤 幸 夫 |
| 理事 | 後 藤 敬 三 |
| 理事 | 後 藤 祥 子 |
| 理事 | 丹 保 憲 仁 |

理事 長尾 真
監事 北尾 美成
監事 西垣 昭

附 則（平成17年4月1日）

この寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日）

平成21年3月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月30日）

この寄附行為は、平成23年6月30日から施行する。

附 則（平成24年10月15日）

平成24年10月15日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年8月12日）

- 1 平成26年8月12日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成26年8月12日から施行する。
- 2 改正後の第25条第2項の規定にかかわらず、第27条の2第3項各号に規定する最初の委員が選任されるまでの間における学長の任免手続については、なお従前の例による。
- 3 この寄附行為の施行の日において、現に在職する学長の任期については、その任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成30年4月26日）

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成30年4月26日）から施行する。

附 則（令和2年3月25日）

- 1 令和2年3月25日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。ただし、改正後の第29条第2項及び第30条第1項の規定は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 この寄附行為の施行の日において、現に在職する理事長の任期については、その任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（令和6年1月11日）

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（令和6年1月11日）から施行する。
- 2 施行日の前日において改正前の寄附行為第31条第3項第3号に掲げる学長選考会議の委員である者の任期は、改正前の寄附行為第31条第5項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則（令和7年2月19日）

- 1 令和7年2月19日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第3項は令和7年3月31日から、会計監査人及び常勤監事に関する規定は令和7年度の定時評議員会の終結の時から、それぞれ施行する。
- 2 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数については令和7年9月30日まで、資格及び構成については令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。

- 3 令和7年3月31日在任する役員であって、令和7年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。
- 4 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、私立学校法第31条、第46条及び第62条の資格及び構成を満たすものの任期は、残任期間と同一の期間とする。